

県・市町村連携による事業者支援について

新型コロナウイルス感染症の長期化により、県内全域の幅広い業種で影響が深刻化するなど、地域経済はさらに厳しさを増しています。

こうした中、地域の実情に応じた支援を的確に実施するには、市町村と連携することが重要と考えられることから、このたび国から配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市町村とともに事業者を支援することを検討しております。

(検討内容)

- 1 **交付対象** 市町村(商工会議所・商工会等支援機関への委託又は補助による実施も可)
- 2 **対象事業** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対し、市町村が実施する、「事業の継続・雇用の維持」を目的とした事業
※令和2(2020)年4月1日まで遡及適用
- 3 **事業要件** 市町村が支援する事業者の業種は問わない。
※新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の交付対象とならない事業は対象外(職員の人件費や損失補償など)
- 4 **事業の例** **【事業者への直接的な支援】**
 - ・持続化給付金・雇用調整助成金への上乗せ など**【経済活動を通じての支援】**
 - ・地元事業者が登録する通販サイトの開設を支援機関へ委託
 - ・地元で使用できる飲食クーポンの発行
 - ・飲食店の配達サービス開始への支援
 - ・地域内での宿泊施設や交通機関の利用を促進する事業 など
- 5 **交付金額** 約25億円
※今後、補正予算対応